



### 町民の皆さまへ

梅雨に入り、蒸し暑い日が続いています。町民の皆さまには長引く避難生活の疲れにより体調など崩されてはいないでしょうか。

原子力災害による避難生活が3カ月を過ぎました。事故のいち早い収束を願う私たちの期待もむなしく、現在も予断を許さない状況が続いています。

念願でありました一時帰宅も5月末から順次実施しており、7月からはバスを増便して行います。

大震災から3カ月目となる6月11日には浜野地区において慰霊式を行い、津波で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしました。3カ月ぶりに訪れた双葉町の変り果てた光景に、地震、津波被害の大きさを改めて認識するとともに家族を亡くされた方々の悲しみに触れ、胸の詰まる思いでした。

双葉町へ帰れる見通しが見えない現在、避難されている皆さまの住居、雇用の場の確保、原子力災害による賠償問題など、大きな課題を抱えています。国の責任のもと、課題解決のため積極的に取り組んでいかなければなりません。そして、課題解決の議論に先立ち、国には先ず現状を見ていただくようお願いしてまいります。

避難生活の中で、多少の不便さはあっても、常に生きていることへの感謝の気持ちを忘れずに、礼節をもって生活したいものです。

全国各地に避難されている双葉町民の皆さま、健康にはくれぐれも気をつけ、心を一つにしてこの苦難を乗り越えましょう。

双葉町長 井戸川 克隆



### 鎮魂の祈り

東日本大震災から3カ月目にあたる6月11日、津波で犠牲になられた方々の慰霊式が浜野地区で行われ、13世帯23人が参加しました。

海岸から約200メートルの橋のたもとに設けられた祭壇の前で、住職が読経する中、防護服に身を包んだ家族や関係者が焼香し、亡くなられた方々のご冥福を祈りました。

### 一時立入りの日程（予定）について

<自宅からの貴重品・荷物の持ち出し等>

| 日 程      | 集合時間…午前9時                         |
|----------|-----------------------------------|
| 7月 1日(金) | 中継基地(集合場所)…<br>田村市古道体育館<br>(旧都路村) |
| 2日(土)    |                                   |
| 9日(土)    |                                   |
| 10日(日)   |                                   |
| 16日(土)   |                                   |
| 17日(日)   |                                   |
| 24日(日)   |                                   |
| 25日(月)   | 人員…<br>200人程度/日                   |

<車だけの持ち出し>

| 日 程      | 集合時間…午前10時             |
|----------|------------------------|
| 7月 4日(月) | 30分                    |
| 12日(火)   | 中継基地(集合場所)<br>広野町中央体育館 |
| 20日(水)   | 人員…<br>60人程度/日         |
| 28日(木)   |                        |

※この日程は、天候またはバスの運行状況などにより変更になる場合があります。

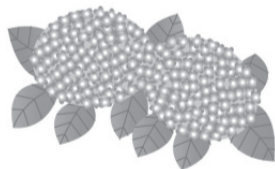
※一時立入りについては、8月末まで予定しています。

○立入りにおける注意事項…こちらから送付いたしました下記書類は、必ず持参願います。

- ①立入許可書 ②確認事項(良く読んでから署名してください)
- ③委任状(代理人の場合のみ必要です)

○中継基地への移動手段

- ①自家用車で、直接中継基地に集合する方法
- ②避難所または集合場所からの送迎バスを利用する方法
- ③電車等の公共機関を利用する場合、郡山駅から送迎バス(無料)を利用する方法



【問い合わせ先】  
義援金配分係 ☎080-13303-16780、6887

① 配分先：国・県義援金配分申請時に届出た世帯代表の方  
② 配分対象者：平成23年3月11日現在の町内に住民登録があった方及び住民登録はないが、町内に生活実態があった方。  
③ 配分方法：国・県義援金配分申請時に届けた世帯代表口座へ振込。(やむを得ず、振込先口座を変更する場合は、「変更届出書」等の提出が必要です)  
④ 配分額：一人当たり4万円  
⑤ 配分時期：7月中旬から順次振込予定  
⑥ その他：町義援金をはじめ、今後配分が予定される義援金の振込先は、②より届け出た口座。また、国・県義援金第一次配分申請書を提出された方は改めて申請の必要がありません。

東日本大震災義援金双葉町配分委員会において、県内外から寄せられた義援金を被災された方々に、次のとおり配分することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

— 双葉町義援金配分のお知らせ —

### 仮設住宅への入居者募集(第2回)

#### 1 応募物件

| 市町村名  | 間取り | 募集戸数 | 備考          |
|-------|-----|------|-------------|
| 福島市   | 2K  | 15戸  | 福島市佐倉・上名倉公園 |
| 会津若松市 | 2DK | 1戸   | 会津若松市城前     |
| 合計    |     | 16戸  |             |

- 2 募集締切 7月4日(月) 窓口受付時間：午前9時～午後5時まで
- 3 応募方法 双葉町仮設住宅入居申請(抽選申込)書に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。  
※郵送の場合は、7月4日(月) 必着  
※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

### 借り上げ住宅(公営住宅)への入居者募集(第2回)

#### 1 対象物件(福島県白河市内)

| 福島県営住宅関川窪団地  | 白河市関川窪 | 3戸 | 3LDK・3DK |
|--------------|--------|----|----------|
| 福島県営住宅松風の里団地 | 白河市鬼越  | 1戸 | 3DK      |
| 福島県営住宅金勝寺団地  | 白河市金勝寺 | 1戸 | 2LDK     |

- 2 募集締切 7月4日(月) 窓口受付時間：午前9時～午後5時まで
- 3 応募方法 「第2回双葉町借上住宅等入居申請(抽選申込)書」に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。  
・被災者証明書の写し、または運転免許証や保険証の写しを添付してください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。  
※郵送の場合は、7月4日(月) 必着  
(共通事項) ※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。
- 4 入居時期 平成23年7月中旬ごろから順次入居予定
- 5 入居期間 原則として1年間。ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間。
- 6 入居にかかる家具等の費用など  
(1)住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。  
(2)家具等の生活用具は入居した世帯でご用意ください。  
(3)電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は、入居者の負担となります。

【問い合わせ先】総務課 ☎0480-73-6880

### 被災証明と罹災証明書の発行について

被災証明書…今回の東日本大震災及び原子力災害の被災者として証明書を発行しております。

罹災証明書…原子力発電所事故のため警戒区域が設定されたことにより、長期間の居住不能・事業活動不能の状態であることの証明書を発行しております。

【問い合わせ先】被災・罹災証明係

☎0480-73-6880 FAX0480-73-6926



## ■生活家電セット寄附事業に関する コールセンター設置の案内

現在、県、市町村、日赤県支部への問い合わせが殺到しておりますので、コールセンターを設けました。

つきましては、個人からの設置予定日については、コールセンターを一次窓口とし、日本赤十字本社の駐在スタッフが設置予定日を確認し、本社駐在スタッフから個人へ連絡することとします。

今後、県、市町村、日赤県支部へ設置予定日の問い合わせがあった場合は、フリーダイヤルの案内をいたします。

<問い合わせ内容>

・設置予定日 ・再配達予定日

<問い合わせ先>

**0120-60-0122 (フリーダイヤル)**

<受付時間>

平日、土、日、祝日ともに午前9時～午後7時

【担当】日本赤十字社 東日本大震災復興支援推進本部

## ■災害救助法による 生活必需品の給付について

国の基準に基づき応急仮設住宅、借り上げ住宅、親戚等への仮住まいの方々へ町から「衛生用品」「台所用品」「清掃用品」「寝具」等の生活用品を配達いたします。

つきましては、準備が整いしだい、お知らせいたします。

【問い合わせ先】産業振興課 商工観光係

## しあわせ金婚夫婦表彰

申し込みはお早めに…

財団法人福島県老人クラブ連合会では、夫婦がともに助け合い、力を合わせてよき家庭を築き、社会に貢献してきたご苦労に対し、金婚式(結婚50年)を迎えた夫婦に「しあわせ金婚夫婦として表彰状と記念品をお送りしております。

申し込みは、原則として自己申告による届出となっております。

次の要件に該当する方は、お早めにお申し込みください。なお、申込書は町ホームページからもダウンロードができます。

<対象となるご夫婦>

昭和36年に結婚し、金婚50年を迎えた夫婦。また、前回までに自己申告の手続きをしなかった金婚夫婦。

<申し込み締切>

**7月20日(水)まで**

【問い合わせ先】

双葉町社会福祉協議会

☎0480-70-0057



## 原子力発電所事故によって被害を受けた 中小企業者の皆さまへ

原子力発電所事故による営業損益に対する仮払い補償の請求が始まりました。具体的な手続きについては下記までご相談ください。

東京電力補償相談センター

☎0120-926-404

(受付時間：午前9時～午後9時)

## 後期高齢者医療被保険者証の定期更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限が平成23年7月31日までとなっております。平成23年8月1日以降の被保険者証については、7月下旬ごろに、届出のありましたご住所へ郵送いたしますので、新たに再交付の申請などの必要はありません。

届出のあったご住所に変更のあった方、まだ送付先のご住所の届出をいただけない方は、8月1日まで被保険者証の交付が出来ないおそれもありますのでお早めにご連絡ください。

なお、平成23年7月中旬に医療機関等を受診される際は、現在お持ちの保険証をご提示ください。

●平成23年7月1日以降医療機関を受診される際に、必ず被保険者証の提示が必要となりますので有効期限が平成23年7月31日までの被保険者証をお持ちでない方は、再交付の申請を行ってください。

再交付の手続きは、郵送でも行っておりますので、来所が困難な方は、申請書を送付いたしますのでご連絡ください。

なお、現在双葉町役場埼玉支所では、被保険者証を作成することが出来ないため、被保険者証の交付には、申請書の受付後2週間ほどかかりますのでご了承ください。また、後期高齢者医療は、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となっておりますので、福島県内の市役所または、町村役場の本庁舎において、被保険者証の再交付のお手続きを行うことができます。

手続きをされる際は、被保険者本人または、世帯主の方が免許証等の身分証明書をご持参ください。それら以外の方がお手続きをされる場合は、別途委任状が必要となります。

【問い合わせ先】健康福祉課 国保年金係

☎0480-73-6880

## 平成23年度 国民年金保険料免除申請について

平成23年7月1日より、平成23年度(平成23年7月から平成24年6月まで)の国民年金保険料の免除申請の受付が開始されますので、平成23年7月分以降も、国民年金保険料の免除を希望される方は、双葉町健康福祉課国保年金係または、最寄りの年金事務所で申請を行ってください。

なお、平成22年度分(平成22年7月から平成23年6月まで)の国民年金保険料の免除を希望される方で申請を行っていない方は、平成23年7月末まで、申請が可能です。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年3月1日現在、双葉町に住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除となっております。

平成23年2月分から平成23年6月分の保険料の免除申請については、同じく平成23年7月末までとなっておりますので、ご希望される方で、まだ申請を行っていない方はお早めに申請をしてください。

【問い合わせ先】健康福祉課 国保年金係

☎0480-73-6880

## 介護サービス利用料の免除等について

介護サービス利用料の免除は、平成24年2月末日までの予定です

厚生労働省より、東日本大震災で被災した被保険者の介護サービス利用料の自己負担免除等について通知がありました。

介護サービス利用料については6月末まで猶予の期間が延長され、7月からは免除となります。期間は平成24年2月末日までとなる予定です(厚生労働大臣が定める日まで)

1、利用料の免除証明書は、被保険者証で代用になります  
双葉町の介護保険被保険者証を提示することにより免除証明書の添付は必要ありません。(厚生労働省老健局介護保健計画課長通知)

2、食費・居住費に対する補助について

被災した介護保険施設入所者の食費・居住費に対する補助の期限については、平成23年8月31日までの予定です(今後、期間が延長される可能性があります)

## 都道府県別避難状況

6/15現在

|    | 都道府県 | 人数    |
|----|------|-------|
| 1  | 北海道  | 20    |
| 2  | 青森県  | 27    |
| 3  | 岩手県  | 13    |
| 4  | 宮城県  | 133   |
| 5  | 秋田県  | 31    |
| 6  | 山形県  | 90    |
| 7  | 福島県  | 2,872 |
| 8  | 茨城県  | 247   |
| 9  | 栃木県  | 162   |
| 10 | 群馬県  | 78    |
| 11 | 埼玉県  | 1,591 |
| 12 | 千葉県  | 282   |
| 13 | 東京都  | 472   |
| 14 | 神奈川県 | 284   |
| 15 | 新潟県  | 340   |
| 16 | 富山県  | 28    |
| 17 | 石川県  | 9     |
| 18 | 福井県  | 14    |
| 19 | 山梨県  | 15    |
| 20 | 長野県  | 29    |
| 21 | 岐阜県  | 9     |
| 22 | 静岡県  | 45    |
| 23 | 愛知県  | 26    |
| 24 | 三重県  | 0     |
| 25 | 滋賀県  | 7     |
| 26 | 京都府  | 18    |
| 27 | 大阪府  | 13    |
| 28 | 兵庫県  | 9     |
| 29 | 奈良県  | 7     |
| 30 | 和歌山県 | 0     |
| 31 | 鳥取県  | 0     |
| 32 | 島根県  | 13    |
| 33 | 岡山県  | 2     |
| 34 | 広島県  | 4     |
| 35 | 山口県  | 4     |
| 36 | 徳島県  | 1     |
| 37 | 香川県  | 0     |
| 38 | 愛媛県  | 3     |
| 39 | 高知県  | 0     |
| 40 | 福岡県  | 16    |
| 41 | 佐賀県  | 3     |
| 42 | 長崎県  | 7     |
| 43 | 熊本県  | 5     |
| 44 | 大分県  | 7     |
| 45 | 宮崎県  | 1     |
| 46 | 鹿児島県 | 11    |
| 47 | 沖縄県  | 8     |

| 都道府県別      | 人数    |
|------------|-------|
| 6,956      |       |
| 情報・所在不明、海外 | 118   |
| 情報なし       | 0     |
| 震災時に生活実態なし | 3     |
| 死亡・行方不明    | 63    |
| 合計         | 7,140 |

## 身体障害者手帳(療育手帳) の再交付申請について

このたびの震災に伴い、身体障害者手帳を自宅に置いてきた方や紛失された方は、再交付できますので、写真(たて4cm×よこ3cm)1枚を準備して健康福祉課で申請してください。

来所できない方は、申請書を郵送いたしますので、ご連絡ください。

【連絡・問い合わせ先】

健康福祉課 福祉介護係

☎0480-73-6880